

福祉教育をすすめるための基本方針

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会

目 次

はじめに

- ・基本方針の策定目的について（経緯説明） P 1

1.福祉教育について

- （1）福祉教育の目的 P 2
- （2）福祉教育の対象者（2つの側面） P 2
- （3）福祉教育の3つの領域 P 2
- （4）社協が福祉教育を推進する理由 P 3
- （5）「福祉教育事業」と「福祉教育機能」 P 4

2.連携・協同による福祉教育の実践

- （1）社協、学校、地域、社会福祉施設の連携・協同実践 P 5
- （2）市町村社協における福祉教育実践 P 6
- （3）社会福祉施設の役割 P 7
- （4）学校における福祉教育実践 P 7
- （5）地域における福祉教育実践 P 8

3.福祉教育実践のポイント

- （1）福祉教育を実践するうえで大切なこと（留意点） P 9
- （2）福祉教育実践のポイント
～実践に向けた準備から実践後のふりかえりまで～ P 10

4.福岡県における福祉教育の取組と展開

- （1）福岡県社協の取組 P 12
- （2）福岡県における福祉教育推進員の役割と今後の展開 P 13
- （3）今後の展開 P 14

- 【出典・参考文献】 P 15

はじめに

少子高齢・人口減少が進行する中、地域生活課題は多様化、複雑化しています。近年は、貧困や虐待、いじめ、不登校など、子どもを取り巻く家族や学校の課題も重層化し、特に、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、家庭環境・学習環境の変化もあいまって、よりその課題が深刻化しています。

このような中、地域の未来を担う子どもたちが自ら考え、思いやりの心を持って行動する力を育むことに加えて、多様な人が居住する地域において、ともに学びあう機会をつくり、「福祉のまちづくり」を進めるための福祉教育の必要性は高まっています。

各市町村における福祉教育の推進のためには、市町村社会福祉協議会（以下、「社協」）の福祉教育担当者をはじめ、全ての職員が今日的な福祉教育の理論の共通理解を図るとともに社協間連携の基盤づくりが不可欠です。

そこで、多機関が連携し、社協がその中心となって福祉教育を推進するために、県内において、社協、学校、地域、社会福祉施設等、福祉教育を推進する者同士が共通の認識を持って取り組むための考え方、手法を示すため、基本方針を策定しました。

令和3年4月1日

1. 福祉教育について

(1) 福祉教育の目的

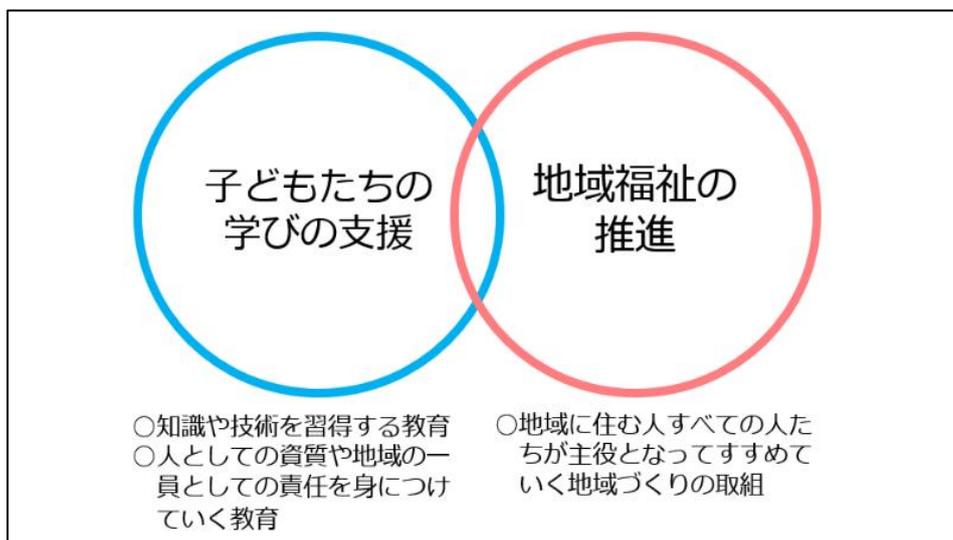
福祉教育は、すべての人が「ふだんの 暮らしの しあわせ」を実現させるため、それぞれの多様性を認め合い「ともに生きる力」を育むための学びです。また、自己肯定感、自己有用感を育み、豊かな福祉観を持つことを目指します。

地域の抱える課題が多様化・複雑化している今日において、地域住民がだれをも排除しない（排除されない）、さまざまな生き方を受け入れられるような意識の醸成が「住み慣れたまちでだれもが安心してその人らしく暮らせる地域づくり」に不可欠であり、住民参加の地域福祉の基盤づくりに大きな役割を担っています。

(2) 福祉教育の対象者（2つの側面）

福祉教育は、学校や地域など幅広く、全ての年齢層を対象としています。

福祉教育は、一人ひとりが地域の生活課題・福祉課題に気づき、共有し、その解決に向けて協同していく、気づきと学びのプロセスです。このプロセスは、地域福祉を推進していくために重要なものであり、子どもの豊かな成長を促すための「子どもたちの学びの支援」と、地域住民に対する生涯学習の視点を持つ「地域福祉の推進」という2つの側面を持っています。

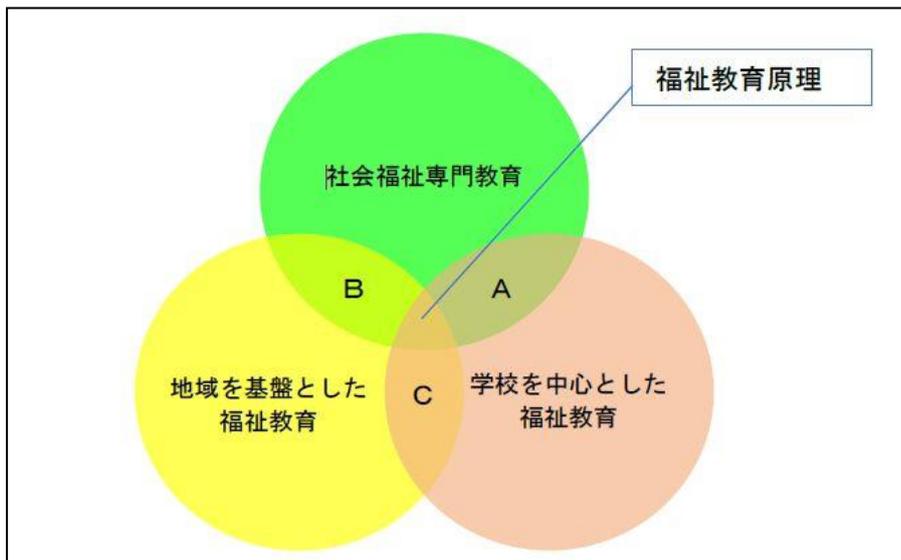


【福祉教育の2つの側面】

(3) 福祉教育の3つの領域

福祉教育には、大きく分けて3つの領域があります。①学校を中心とした領域（学校福祉教育）、②地域を基盤とした領域（地域福祉教育）、③社会福祉専門教育の領域（社会福祉教育）です。これらは、相互に関連し合って構成されています。その中心には、「福祉教育原理」があり、どの領域にも共通するものがあります。

これまで福祉教育は、①の学校を中心とした領域が主になって展開されてきましたが、近年は、②の地域を基盤とした領域（地域住民の全ての年齢層が対象）が注目されています。生涯学習の視点で、地域住民の一人ひとりが福祉を学び、地域全体で地域福祉の推進に取り組むことを意図しています。



【福祉教育の3つの領域】

A：学校と社会福祉専門教育が重なる学びの場

例えば、高校の教科の「福祉」や福祉科の学習が当てはまります。福祉を学びながら、将来、介護福祉士やソーシャルワーカーとして専門職養成への指向をあわせもっているところです。

B：地域と社会福祉専門教育が重なる学びの場

例えば、地域住民を対象とした福祉講座、認知症サポーター講座などが当てはまります。生活困窮者支援などでは、地域の中で生じる社会的排除や社会的孤立などについて、専門職と地域住民が一緒になって地域に働きかける実践が期待されています。

C：学校と地域が重なる学びの場

学校と地域が連携して福祉教育に取り組む場です。学校では、「総合的な学習の時間」や「道徳教育」、「課外活動」をはじめとして、全教科・全領域の中で、どれだけ福祉教育を地域と連携して取り組めるかが求められ、地域では、様々な機関や組織、ボランティアなどが学校と連携して、子どもの福祉教育を軸にしたまちづくりが期待されています。

(4) 社協が福祉教育を推進する理由

社協は、社会福祉法第109条・第110条に示されているとおり地域福祉を推進することを目的とした団体です。

地域福祉とは、住み慣れたまちでだれもが安心してその人らしく暮らせる地域づくりのために、地域生活課題を把握し、地域住民や社会福祉関係者が連携してその解決を図っていくことです。

社協では、以前から「地域福祉は福祉教育にはじまり 福祉教育でおわる」という言葉が言い継がれてきました。福祉教育は、地域住民への啓発や広報といった「知らせる」、「関心を促す」ことから始まり、住民主体の形成が整えられ、地域福祉が住民主体で推進されることを目指しています。

この言葉のとおり、地域福祉を推進するためには、地域住民に対して丁寧な福祉教育の展開が必要になります。それぞれの地域にある課題を共有し、その解決に向けて共に考え、ふりかえり（省察）を積み重ねていくことで地域の福祉力が深まっていきます。その過程には福祉教育（学びの場）が欠かせません。こうした福祉教育の本来の考え方・理念を、全職員で理解し、社協全体で取り組んでいくことが望まれます。

(5) 「福祉教育事業」と「福祉教育機能」

「福祉教育事業」とは、福祉教育そのものを目的にしたもので、事業計画に基づき実施される事業です。しかしそれだけが福祉教育ではありません。社協が推進する事業には、担当者が事業を推進する過程で、参加者の「学び」を意識して展開することで、福祉教育になる事業も多々あります。それを「福祉教育機能」と呼びます。

社協事業は「福祉教育事業」と「福祉教育機能を有する事業」に分けることができ、それぞれ推進することが大切です。

■福祉教育事業等の内容と機能

	内容・機能
福祉教育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に基づき実施される福祉教育 ・プログラム例 <ol style="list-style-type: none"> ①障害及び障害がある方のことについて話し合う（事前学習） ②アイマスク体験やゲストティーチャーの話聞く（体験・活動） ③学習前に抱いていた「障害」のイメージがどう変わったかを話し合う（まとめ・ふりかえり）
福祉教育機能	<ul style="list-style-type: none"> ・活動を通じた学び ・福祉教育の機能の例 <ol style="list-style-type: none"> ①地域で「助け合い」をテーマにした研修会を開催 ②参加した住民が、地域の一人暮らしの高齢者に関心を持ち始める。（気づき） ③一人暮らしの普段の様子を知る。生活課題や困っている声を直接聞く。（体験） ④気づき、体験から”助け合いの仕組みをつくろう”という提案を住民自らがする。（行動） <p>※「気づき」、「体験」、「行動」を促す場づくりも福祉教育機能であり、福祉教育実践の1つです。</p>
福祉経験	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の学び <p>学校、地域、学校、職場などの日常の生活の結果としての学び</p>

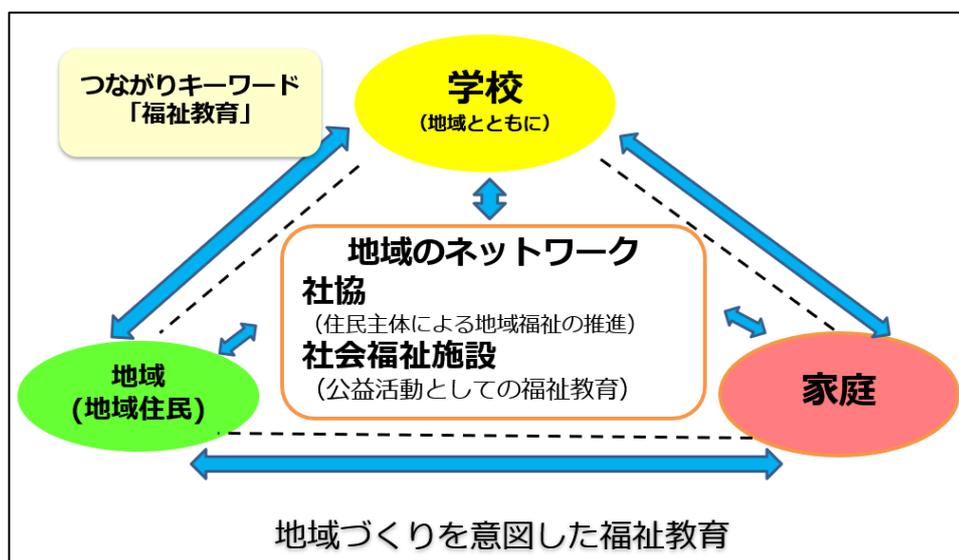
2. 連携・協同による福祉教育の実践

(1) 社協、学校、地域、社会福祉施設の連携・協同実践

現在、学校では、コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的な推進が求められており、「地域に開かれた学校」から「地域とともにある学校」へと変化を求められています。

また、社会福祉施設は、平成28年の社会福祉法改正により、社会福祉法人（社会福祉施設）の責務として、地域における公益活動に福祉教育が位置づけられ、これまでの受入れ側としてではなく、福祉教育の拠点として積極的に役割を担っていくことが期待されています。

そのような中、福祉教育を推進する社協は、こうした動向をチャンスと捉え、「福祉教育」をキーワードに、「地域づくりを意図した福祉教育」を実践することが求められています。



【福祉教育をすすめていくための連携・協同実践のイメージ図】

福祉教育を推進するために、社協・学校・地域・社会福祉施設が、それぞれ「できること」は何か、さらにお互いの「できること」は何かを共有し、福祉教育に関わる全ての人たちが、学びを共有することで、新しい価値が創出され、地域社会を地域共生社会へ変革していくことが期待できます。さらには、福祉教育の実践を通じて、お互いの理解を深めることで、心豊かな子どもの育成、実践者の学び（質の向上）にもつながる効果的な学習機会となります。

例えば、学校と高齢者施設との協同実践において、単に「支援が必要」と考え、訪問（体験）する時だけで関係性が終わってしまうプログラムではなく、お互いの役割を設定し、実践を通じて共に学び合うことで、「また会いたい」「もっと話したい」と思えるようなプログラムになり、子どもと高齢者のお互いの理解を深める関係づくりにもつながります。

関係者同士が目的や思いを密に共有し、同じ地域に暮らす地域の一員として、協同して取り組むことが大切です。

(2) 市町村社協における福祉教育実践

福祉教育を推進する際の社協の役割は、学校や地域の様々な社会資源と連携を強化し、総合的な学習の時間等による学校での福祉教育事業を推進するだけでなく、地域福祉の推進に取り組む社協のあらゆる事業に福祉教育機能を意識することが大切です。

そして、住民自身が地域の様々な課題に気づき、主体的に解決に向けて学び合い、自ら取り組む力量を培えるように事業を企画して実践展開する必要があり、各事業担当職員は協同して進めていくことが重要になります。

また、社協は地域の様々な人材や社会資源とのつながりを持っており、地域のつなぎ役を担うことができます。それぞれの存在意義や理念、運営・活動状況などの相互理解を図り、地域の中で「福祉教育推進者」としての存在を認知してもらうことによって、効果的な福祉教育の推進が実現でき、それぞれが目指す地域づくりにつながると考えられます。

■福祉教育をすすめていくために共有したい役割

- ・発展的で多様な福祉教育プログラムの企画
- ・福祉教育サポーター（福祉教育に協力する人材）の養成
- ・コーディネート（つなぎ役を果たす）
- ・広報活動
- ・多様な人が連携・協同できる場（プラットフォーム）の提供

(3) 社会福祉施設の役割

社会福祉施設は、その専門的な知識・人材・設備等を生かし、福祉教育実践者として学校・地域・社協とともに福祉教育に取り組むことが期待されています。

これは、社会福祉施設においてもメリットがあり、利用者のエンパワメントや職員の意識向上等にもつながると考えられます。

■福祉教育をすすめていくために共有したい役割

- ・専門的な知識、人材、設備等の提供
- ・交流の場の提供
- ・社協、学校、地域の取組を受け入れる意識づくり
- ・法人連携

●実践ポイント：社協職員が押さえておきたいこと●

①組織内での共通認識の必要性

社協活動には、サロン活動や見守り支援活動など、「福祉教育機能」を持つ活動が多く展開されています。福祉教育の視点や手法は担当職員だけが習得するものではなく、組織内で誰もが持つべきものとして共通認識する必要があります。

②福祉教育サポーター（福祉教育に協力する人材）の養成

福祉教育サポーターの養成も福祉教育を推進するために必要です。福祉教育に協力する人材がいることで、地域ならではの、福祉教育に関する事業・活動の活発化、福祉による新しいまちづくりのさらなる進展が期待されます。

③学校、地域との調整（社協のコーディネート力）

学校、地域の実情やその時々時代の時代にあったプログラムを常に展開していくことが必要です。「学校が求める地域」、「地域が求める学校」が何か、それらを社協がつなぎ役として、コーディネートすることが求められます。

④学校との関わり

実際に学校と関わる際には、子どもの貧困や家庭環境など、学校の中にある子どもたちの生活課題に対して“アンテナ”を張ることが重要です。子どもたちの課題に社協が気づき、受け止め、福祉教育をきっかけに関わっていくことで、子どもとその家庭の課題の改善・解決が期待されます。

⑤社会福祉法人（社会福祉施設）との連携

社会福祉施設が持つ強み（専門的な知識・人材・設備）と社協が持つ強み（地域の多様な資源や人をつなぐ知識と技術）を活かし連携することで、社会福祉施設の中だけ、学校の中だけで実施する福祉教育で終わらせるのではなく、地域の課題に気づき解決していこうとする地域づくりに結び付いた実践が可能になると期待されます。

●実践ポイント：福祉教育における社会福祉施設のメリット●

①利用者のエンパワメント

利用者自身が主体となり役割を担うことにより、次世代を育てる社会の一員としての意識づくりを行うことができる。

②高齢者や障害者への理解促進

③ともに働く福祉人材の育成

④福祉施設、福祉職の役割や意義の理解

⑤第三者的機能

施設以外の者からの目によって、不適切なケア、虐待等を防ぐことができる。

⑥職員の意識向上

施設職員自身が自分たちの働く姿を子どもたちに見せることで、自分たちの仕事の意義を再考し、仕事への意欲、誇りを感じ得ることにもなる。

(4) 学校における福祉教育の実践

学校教育における人権教育と福祉教育は「人間の尊厳」、「相手の立場に立って考える心や、共に生きる力を育む」といった基本理念が共通しており、人権教育と福祉教育には深いつながりがあります。単に疑似体験や技術取得を目的とした学びは、ときとして「障害者はかわいそう」等といった、自分を優位におき相手を同情するようなマイナスの感想や福祉観を生む場合があります。子どもたちが自ら考え、福祉を他人の問題として捉えるのではなく、「自分のこと」として考えられるような学びとなることが大切です。

子どもたちの学びを深めるために地域のさまざまな資源や人材を駆使した学習プログラムの提案が求められます。

また、学校と地域とが連携し福祉教育の場を家庭、地域に広げることにより、子どもたちは地域の一員としての意識をもつことができ、そのことが豊かな地域づくりにもつながっていくものと考えられます。

■福祉教育をすすめていくために共有したい役割

- ・子どもたちへの働きかけ
- ・保護者への働きかけ
- ・地域の人を学校に受け入れる場づくり
- ・学校から地域に出ていく場づくり
- ・教職員自身の福祉教育研修の場の設定

(5) 地域における福祉教育の実践

福祉教育は必ずしも子どもたちだけを対象とするものではなく、全ての地域住民が対象となる取組です。自分たちの暮らしている地域が、誰にとっても住みやすい地域になるように、全ての人々がそれぞれ役割を持ち、支え・支えられ、助け・助けられながら暮らせる地域づくりを目指す基盤となるものです。

そのことを、住民一人ひとりが「自分のこと」と捉え、地域の一員となっていくための意識づくりを福祉教育の中で育んでいくことが重要です。

地域福祉の推進における福祉教育の意義を忘れず、住民が地域福祉の主体となる働きかけが求められます。

民生委員・児童委員や福祉委員など、地域の福祉に関する関係者や、町内会や社会福祉施設、企業などの地域資源とネットワークを形成し、地域行事の中にある福祉的・教育的な要素と地域住民を意図的につないでいくことで、福祉教育の場は広がっていくものと考えます。

■福祉教育をすすめていくために共有したい役割

- ・地域の資源（ひと・もの）を増やす
- ・多くの地域住民の地域活動参画推進
- ・地域行事への協力
- ・福祉教育の取組を受け入れる意識づくり
- ・福祉教育サポーター（福祉教育に協力する人材）
- ・ゲストティーチャー

3. 福祉教育実践のポイント

(1) 福祉教育を実践するうえで大切なこと（留意点）

福祉教育プログラムとしてありがちなのが、高齢者・車いす・アイマスク体験など決まった内容のものを時間内に組み立てて実施するケースや、福祉施設訪問そのものが目的となったプログラムを実施するケースです。これらのプログラムは、高齢者の心や体の変化、身体的な特徴などについて負のイメージを持つ「貧困的な福祉観の再生産」になりかねません。そうならないためにも、福祉教育を実践するうえで、下記の7つの留意点をおさえておく必要があります。

①福祉教育を通して何を伝えるか

いちばん大切にしなければならないことは、実践のねらいや目的を明確にしておくことです。福祉教育を通じて何を伝えるのかといった目的が共有されていないとよりよい実践にはなりません。「去年と同じように」、「なんでもいいから福祉の体験学習をしてほしい」といった要請だけの場合もあり得ますが、関係者間で、ねらいや目的について一緒に考え話し合い、共有することが必要です。

②ともに学び合う視点

誰もが互いに学び合う双方向の視点が大切です。一方的に高齢者や障害者を理解するといった視点ではなく、互いが学び合う、楽しみ合うという双方向の視点を持つことが大切です。

③関係性を育むという視点

一人ひとりの関係性を育むという視点が必要です。お互いが自己紹介をして交流を深めることで、個人的な関係性を育むきっかけとなります。また継続的な関わりがあるとさらに深い学びができるようになります。

④地域の課題をとらえる

間接的な情報ではなく、生活に根差した現実課題「生の声」にふれることが重要です。ゲストティーチャーを招いたり、地域に目を向けたりして、地域のニーズにあった学習活動を展開していくことで福祉教育の効果は高まります。

⑤ふりかえりの視点

感想文を書いて終わりではなく、一人ひとりの感想をもとにディスカッションやふりかえる機会をつくり、一つの体験を深めたり、広げたりすることが大切です。

⑥ 受援力を育む視点

誰しも何らかの当事者になることが前提の社会ですので、自分自身が課題に直面したときに、素直に「助けて」と言えるような受援力を育むという視点が大切です。また、「受援力」の有無自体が自己責任にならないよう、受援力が育まれるような地域にしていくための福祉教育という視点も必要です。

⑦ 「対象者化」ではなく、「ともに生きる力」を育む視点

ともに生きる力を育むのが福祉教育のねらいであり、困っている人を「対象者化」することではありません。他者とともに問題を解決していくことができる資質や能力、相互実現ができる力を育むものであることを理解しておくことが大切です。

(2) 福祉教育実践のポイント ～実践に向けた準備から実践後のふりかえりまで～

【実践前】

① 目的設定

目的・ねらいを決めてしまう前に、福祉教育実践を通して参加者に何を学んでほしいのか、みんなが「ふくし」について考えることでどのような社会にしていきたいのかを考えることが大切です。

② 情報収集

目的・ねらいに対する、現状（強み）や課題を把握し、得た情報を打ち合わせ時に実践者で共有し、意見交換をしましょう。現状（強み）や課題を全員が把握することで、同じねらい・目的をもって取り組むことができます。

③ 実践計画、プログラム作成

福祉教育を実践していくためには、実践者だけでなく講師やボランティア活動者、福祉施設等の協力者が必要です。様々な人とつながり、協力することで、実践者以外の視点を取り入れた、実践計画、プログラムを作成することができます。

●実践ポイント：実践計画に取り入れたい視点●

○参加者の感じたことは尊重する

実践を通して参加者が“かわいそうだから助けてあげなくては”“一人では何もできない”などと感じたのであれば、それはひとつの考えとして尊重しましょう。ただし、負の印象で終わってしまわないよう、それぞれの個性や相互の助け合いについて気づき、考える時間もつくりましょう。

※特に、疑似体験プログラムの場合、1回では負の印象だけで終わりやすいため、複数回の連続したプログラムとしたり、当事者の話を聞く時間を作ったりするなどの工夫が必要です。

○実践者や協力者が参加者の考えを誘導しないよう注意

参加者の意見を聞く前に、答えを誘導したり提示したりすることで、参加者の考えを妨げる可能性があります。参加者が自らの考えをもち、気づきが生まれるようにしましょう。

例えば… 答えを誘導してしまうNG 例

「みなさん、体験してみて大変でしたか？」

「怖かったと感じた人が多いと思います」

※負の印象が意見として出た場合には、強みの視点からも意見が出せるよう促す必要がある場合もあります。

○他の参加者の意見も聞けるようにする

他の参加者の意見を聞くことで、自分の考えとの違いに気づき、人それぞれ「感じ方は違っていい」ということがわかります。

【実践後】

プログラムの中でどう感じ、何に気づいたのか、活動を通じてどのように考えが変わって、これからの地域での生活にどのようにつなげたいか、ふりかえる時間を設定しましょう。気づきが生まれやすい体験活動や話し合いのあと、一連の学習での自分の成長が感じられるプログラム終盤での設定などが効果的です。

また、実践したプログラムを評価することも大切です。参加者だけでなく、実践者や協力者もふりかえることで、次のよりよい活動を生み出し、引き継ぐことにつながります。

4. 福岡県における福祉教育の取組と展開

(1) 福岡県社協の取組

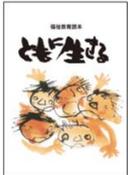
福岡県社協では、県内における福祉教育の推進を重点事業と位置づけ、県内における福祉教育の推進に取り組んでいます。

共同募金配分金を財源に作成している福祉教育関連教材の無償配布、教育機関に対する福祉教育の周知・社協との連携依頼、福祉教育セミナーの開催、個別支援等により、学校・地域・社協が緊密に連携した福祉教育を推進しています。

福岡県社協発行 福祉教育関連教材

①福祉教育読本「ともに生きる」 ②福祉教育教材「ともに生きる」 ③福祉教育教材「ともに生きる」活用のための資料 ④福祉教育プログラム集 ⑤学校向けパンフレット「学校・地域・家庭がつながる福祉教育」	(昭和59年発行) (平成27年2月発行) (平成27年6月発行) (平成28年3月発行) (平成29年3月発行)
--	---

①



②



③



④



⑤



②～⑤の教材は、福岡県社協HPからダウンロード可能です。

ア 教材・読本配布事業

子どもたち、学校、地域が協同実践を通して、「ともに生きる」ことを意識し、福祉意識を高めることを目的として配布しています。

■福岡県社協発行 福祉教育関連教材の活用方法

- ・福祉教育読本「ともに生きる」
家庭や学校において、福祉について考えたり話し合ったりするための読本。
(対象は小学校5年生(特別支援学校の生徒を含む))
- ・福祉教育教材「ともに生きる」
小学校の国語・道徳・総合的な学習の時間等で、それぞれのテーマについて子どもたちが考えながら書き込むことのできるワークブック形式の教材。
(対象は小学校3年生から6年生(特別支援学校の生徒を含む))
- ・福祉教育教材「ともに生きる」活用のための資料
福祉教育教材と学校現場で使いやすいように、ねらいや学習活動例、指導上の留意点などをまとめたもの。
- ・福祉教育プログラム集
市町村社協の地域福祉・ボランティア担当者向けに実践的福祉教育プログラムを提示したもの。
- ・学校向けパンフレット「学校・地域・家庭がつながる福祉教育」
福祉教育への取組を進めていくために、社協の活用をすすめる、学校向けのパンフレット

イ 福祉教育セミナー

学校と地域の協同による「福祉教育」の意義について学び、各地域で取り組まれている実践事例を参考に、共に考え、県内における福祉教育を推進することを目的に開催しています。

ウ 市町村社協福祉教育担当者会議

市町村社協職員（福祉教育担当者）が一堂に会し、福祉教育に関する取組状況・課題等の共有や意見交換を行い、各社協における今後の取組の参考とするとともに福祉教育担当者同士のつながりをつくり、県内の福祉教育の推進を図ることを目的に開催しています。

エ 福祉教育用教材等の貸出

高齢者疑似体験セット、車いすの貸出

オ 他機関との連携

教育機関、種別協議会等との連携

カ 情報発信

福岡県社協広報誌「ふくおかのふくし」やホームページ、社協通信等による情報発信

（２）福岡県における福祉教育推進員の役割と今後の展開

福祉教育推進員とは、全社協が令和元年度から実施している「全国福祉教育推進員研修」修了者を言います。福祉教育推進員は、次の役割を担っています。

■福祉教育推進員の役割

- ・今日的な福祉教育の意義や必要性を理解し、それらを伝えていくこと。
- ・福祉教育における協同実践の企画・調整・推進。
(地域における福祉教育実践のプログラムの作成、関係機関・団体とのプラットフォームの構築)
- ・県域、広域で福祉教育を推進する方策やネットワークを構築するための支援。

ア 福祉教育推進員の養成

福岡県社協では、県内の福祉教育をよりいっそう推進することを目的として、県内市町村社協の参加を継続的に支援し福祉教育推進員を養成していくとともに、福祉教育推進員によるネットワークの形成に取り組んでいます。

市町村社協職員や福祉施設職員を対象に福祉教育推進員の養成を進め、各地域における学校・地域・社協・社会福祉施設が連携した福祉教育の取組を進めていきたいと考えています。

イ 今後の取組

- ・連絡会議等による福祉教育実践の取組・分析
- ・福岡県社協主催の福祉教育セミナーの企画等への協力
- ・福岡県社協主催の会議・研修会、福岡県社協発行の社協通信等での報告
- ・その他、県内の福祉教育を推進するための事業の実施

(3) 今後の展開

- ア 福祉教育関連教材「ともに生きる」の活用の推進
子どもたちの福祉に対する理解と関心を高め、豊かな福祉観を養う教材として、福祉教育教材「ともに生きる」の更なる活用を図るとともに、学校・社協・地域・福祉施設等の連携・協同による福祉教育の推進を図ります。
- イ 県域における社会福祉施設との連携・協働
社会福祉施設職員の福祉教育推進員の養成を進め、各地域において社協・学校・地域・社会福祉施設が連携した福祉教育の取組を推進します。
- ウ 県内の福祉教育担当者・実践者間のネットワーク構築
県内の福祉教育推進員による連絡会議等の継続的な開催と拡充を図り、福祉教育実践に関わる関係団体等による連携・情報共有のためのネットワークを構築することを目指します。
- エ 福祉教育をすすめるための基本方針の内容充実
本基本方針の内容の充実を図り、県内全体の福祉教育の取組をより一層推進します。

【出典・参考文献】

- 1 全国社会福祉協議会 全国ボランティア・市民活動振興センター（2012）
「福祉教育実践ガイド 地域福祉は福祉教育ではじまり福祉教育でおわる」
- 2 全国社会福祉協議会（2014） 「新 福祉教育実践ハンドブック」
- 3 全国社会福祉協議会 全国ボランティア・市民活動振興センター（2019）
「地域共生社会に向けた福祉教育の展開～サービスラーニングの手法で地域をつくる～」
- 4 長野県社会福祉協議会 まちづくりボランティアセンター（2020）
「保存版 福祉教育のススメ Ver. 2020 監修 原田 正樹」

福祉教育をすすめるための基本方針

発行日 令和3年4月1日

発行者 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会